

## 国内情報

No. 2

調査者	長島 花奈
情報ソースの刊行日	最終更新日 2020/4/30
情報ソースの調査日	2020/5/4
タイトル	電話による状況確認に対する介護報酬について
情報ソース	厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ
情報のカテゴリー	電話による状況確認、介護報酬
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html#0101">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html#0101</a>
概要	電話等による利用者の状態確認に対する介護報酬 ◆訪問看護事業所における電話による安否確認 看護職員による電話対応は訪問看護費の算定対象だが、理学療法士等による電話対応は算定対象外。 ◆訪問リハビリテーション事業所 臨時的な取り扱いの通知なし。 ◆通所リハビリテーション事業所における電話による安否確認 電話による利用者の状態確認を行った場合、ケアプランに記載された初回利用日に限り相応の介護報酬(1時間以上2時間未満)を請求できる。介護予防リハビリテーションの場合についても、日割り計算上の日にちに含めることができる。
最も注目するポイント 理学療法にどのように役立つか?	通所リハビリテーション事業所に在籍する理学療法士であれば、利用者に対して運動プログラムの提供などによりフレイル予防等を図った場合、月1回のみ介護報酬の請求が可能。